

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前9時56分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、3番、真下治彦君、4番、飯塚綾子君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、説明を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について、榛東村長から、令和5年9月22日付で、別紙の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項1号の規定により意見を求める。

令和5年10月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷係長から説明をいたします。

議長 細谷係長の説明を求めます。

細谷係長 産業振興課細谷です。着座にて説明させていただきます。

今月の農用地利用集積計画ですが、新規案件5件となっております。

1件目の計画です。利用権を設定する貸手は長岡の方、賃貸借の設定で、農地の所在地は長岡字平塚1938の4番、ほか1筆です。現況地目は畑。面積は合計で4,834㎡となっております。借手は新井の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は、令和5年11月1日より2年間、令和7年10月31日までとなっております。賃借料につきまし

では、2筆合わせて3万円となっております。

それでは、1枚めくっていただきまして、3ページをご覧ください。

こちらが貸手、借手の情報となっております、借りる方につきましては、23歳で先月も利用権設定した方となっております新規就農者の方となっております。

続きまして、4ページです。

2件目の計画です。こちらにつきましては、中間管理事業の利用権設定となります。

利用権を設定する貸手は東京都大田区の方、使用貸借の設定で、農地の所在地は山子田字釈迦堂1394の1番、ほか2筆となっております。現況地目は田、面積は合計で2,829㎡となっております。借手は渋川市の方。利用目的は水田利用。貸借期間は、令和5年11月1日から5年間、令和10年10月31日までとなっております。

続きまして、3件目です。

利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で、農地の所在地は、山子田字十日市53の2番、現況地目は田。面積は979㎡となっております。借手は渋川市の方で、利用目的は水田利用。貸借期間は、令和5年11月1日から5年間、令和10年10月31日までとなっております。

4件目の計画です。

利用権を設定する貸手は千葉県市川市の方、使用貸借の設定で、農地の所在地は、山子田字北野1934の1。現況地目は畑。面積は1,643㎡となっております。借手は渋川市の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は、令和5年11月1日から5年間、令和10年10月31日までとなっております。

続きまして、5件目です。

利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字倉海戸244の1番、ほか5筆、次のページに記載があるのですが、5筆となります。現況地目は田。面積は合計で2,313㎡となっております。借手は渋川市の方で、利用目的は水田利用。貸借期間は、令和5年11月1日から5年間、令和10年10月31日までとなっております。

次のページをお開きください。5ページです。

こちらが先ほどのほか4筆ですね、となっております。

6ページから13ページまで、こちらが申請書の原本というか、コピーとなっております。

14ページをご覧ください。

14ページですが、こちらが借手の経営状況とか載っている資料になります。こちらの方につきましては、30町ほど農地を耕している会社になります。

簡単ですが説明は以上です。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

12番、小山職務代理。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの案件で、農地集積についてどうのこうのというあれはないのですけれども、2件目の渋川市の法人の方、今現在借りている農地を確認すると、土手とか電波塔の周りの草がすごいというような状況が多々見受けられております。

そういった形の中で今回も農地集積をした形の中で、また管理をしていただくときに、その土手だとかそういうところをきちっと刈るような形で、ある程度条件付でできれば言ってもらえるとありがたいと思います。

以上です。

議長 ほかに何か質問ございませんか。

細谷係長。

細谷係長 そうしましたら、今もらった意見を借手に伝えます。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定とすることに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおりと決定することとします。

ここで細谷係長の退席を認めます。

細谷係長 失礼いたします。

◎議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1、1筆目の農地の所在は、大字長岡字中組850番

1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は142㎡。2筆目の農地の所在は、大字長岡字中組581番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は191㎡。権利種別は、3条無償移転で、内容は贈与。譲渡人は前橋市青柳町の方。面積は自作地23.4アール。申請事由は、村外在住で農地の管理に困っていたところ、譲渡人が申出を受けてくれたため、申請地を譲渡したいとのことです。譲渡人は長岡の方です。経営面積は22アール。申請事由は、現在、米やキュウリの栽培をしているが、ナスの作付を計画していたところ、譲渡人から申出があったため、申請地を譲り受けし、耕作していきたいとのことです。譲受人世帯の稼働人員は3人中2人です。

議案書16ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法3条、調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

星野委員 申請人は、一生懸命農業をやっている方でございます。したがって、農地としての移転は問題ないと思いますので、許可相当だとも思います。よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について決定することについて、賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は、原案のとおり許可といたします。次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2、1筆目の農地の所在は、大字山子田字川端642番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は529㎡。2筆目の農地の所在は、大字山子田字新保649番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は991㎡。権利移転は3条、有償移転で、内容は売買。譲渡人は東京都豊島区の方。経営面積は自作地15.2アール。申請事由は、相続で申請地を譲り受けしたが、東京に在住しており、耕作できないため譲受人に譲渡したいとのことです。譲受人は吉岡町の方。経営面積は81アール。自

己所有地50.7アール、借受地30.3アールとなっております。申請事由は、山菜を主に農業経営の拡大を図るため、山菜、コゴミを栽培、収穫したいとのことです。譲受人の世帯の稼働人員は5人中2人です。

なお、本事案は、先月からの継続審議となっており、先日の農地相談で譲受人に来ていただき、話を伺っております。

議案書17ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法3条、調査書を添付しております。

先月の時点で、前橋市、吉岡町の農地の耕作状況について紹介したところ、遊休農地となっているところはなく、耕作及び管理を行っているという回答を得ておるところでございます。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員3番、湯浅幸弘君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。

前回からのこの継続審議議案ですが、譲渡人が東京在住の方なので、まず管理は無理だと思われまますので、譲受人も村外ですが、吉岡町の方なので、まだ管理するのはしやすいかと思われまますので、担当としましては許可相当としたいところで、ここに条件をつけまして、現在保有している農地の管理を徹底するという条件を加えて、向こうが承知してもらえれば、許可相当と思われまますが、よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありました。

ほかに意見はありませんか。

12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの案件につきましては、先ほど事務局が説明したとおり、先月からの継続案件ということで、当初、現在所有している農地については、一応適切に管理をしているということでありましたけれども、実際確認を取ったところ、昨年取得した農地については保全管理、その前の年に取得した農地については、コゴミを作成することで耕作放棄地状態になっておったということで、先月の農地相談に来ていただいて、いろいろ話を聞いて、意見をお聞きしました。

そういったところ、昨年、体調を崩して入院したということで、いろいろ管理ができないということの中で、今現在、耕作地になっているところについては、渋川の業者に改善を依頼して、畑に戻すというような手続をしておるということで、その席で

も今現在保有している農地を完全に管理するという条件付で榛東村については許可を出しますということで条件をつけて、農地相談を終えてございます。

そういった形で、今回、また案件が上がってきたということであれば、ちょっと私ども現地確認していないのですけれども、現地耕作地等の農地についても保全管理ができたというようなことであると思われまますので、今回については許可相当で妥当かと思ひます。

補足で説明をさせていただきます。

以上です。

議 長 ほかにご意見ございませぬか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は、原案のとおり許可といたします。

次に、議案第2号、番号3について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第2号、番号3、図面番号3、1筆目の農地の所在は、大字新井字長谷津2605番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,102㎡。2筆目の農地の所在は、大字新井字長谷津2610番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は103㎡。3筆目の農地の所在は、大字新井字長谷津2611番6。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は66㎡。権利種別は、3条、無償移転で、内容は贈与。譲渡人は新井の方。経営面積は26.9アール。申請事由は、相続により申請地を取得したが、管理することができないため、弟である譲受人に譲渡して、管理してほしいとのことです。譲受人は、高崎市足門町の方。経営面積は1.4アール。申請事由は、姉の所有する申請地について、以前より管理を頼まれ、栽培をしていたが許可を受けることで正式に譲受けしたいとのことです。譲受世帯の稼働人員は2人中1人です。

議案書18ページをご覧ください。

議案第2号、番号3に関する農地法3条調書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号3の説明を終わりにします。

議 長 議案第2号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見ございませんか。

農業委員 3 番、真下治彦君。

真下委員 農業委員 3 番、真下です。

議案第 2 号、番号 3 の箇所について説明をさせていただきます。

県道南新井線の高塚と判塚の信号の中間辺りで、西側と南側に住宅がございます。あと残りは全部畑ということで、現在も若干の耕作はしております。ただ、斜面なので、譲渡をすることには全然問題ないと思うのですが、管理をきちんとするということを一言やっぱり付け加えることができるのであれば、してもらえればありがたいなと思います。

以上です。

議長 ただいま地元委員さんから許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 2 号、番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第 2 号、番号 3 は、原案のとおり許可といたします。

◎議案第 3 号

議長 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第 3 号、番号 1 について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第 3 号、番号 1 について説明申し上げます。

議案書 19 ページ、現地確認調書は 10 ページからとなります。

議案第 3 号、番号 1、図面番号 1。1 筆目の農地の所在は、大字新井字今井 74 番 1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 1,016㎡のうち 885㎡。2 筆目の農地の所在は、大字新井字今井 75 番 2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 283㎡。3 筆目の農地の所在は、大字新井字今井 91 番 1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 1,109㎡。権利は賃貸借。貸付人は新井の方。借受人は渋川市金井の方。転用目的は、建設発生土仮置場用地。施設等はありません。転用理由は、借受人は現在、南新井前橋線バイパスの整備中にあるが、工事に伴い建設発生土が発生する一方で、その発生土を盛

り土として利用したいため、申請地を発生地の仮置場用地として利用したいとのことです。貸付人は借受人の申出を受け、申請地と貸与するとのことです。備考ですが、農振農用地、農地区分は1種農地、一時転用で3年間となっております。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

現地について地元委員として補足させていただきます。

位置は、10区のコミュセンから北に400mほど進んだ農地の中央です。現在、工事の整備の始まっている南新井前橋線の工事用地と隣接しております。西側、東側とも農地ですが、工事に伴う事業ということでこの申請の計画どおり、実行していただければ問題ないと思います。許可相当と考えます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元委員から、許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ちょっと1件だけ確認なのですけれども、これはその工事に伴う残土を利用して盛り土として一時保管をするということですか。それとも、盛り土として将来的に活用するのですか。その辺がちょっとよく分からないので、最終的にどのように農地を戻すかというのもしければ説明をお願いできればと思います。

議長 事務局長。

事務局長 こちらについては、一応低いところとかもございまして、そこをならず土地を一時的に保管しておくということとなっております。最終的に、農地は復元して、戻すという計画となっております。

以上でございます。

議長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は、原案のとおり許可相当といたし

ます。

以上、議案第3号、番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について、説明申し上げます。

議案書19ページ、現地確認調書は13ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は、大字新井字下新井3381番4。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は201㎡。権利は使用貸借。貸付人は新井の方。借受人は前橋市天川大島町の方。転用目的は一般個人住宅用地。施設等は一般住宅124.20㎡。転用理由、借受人は、現在、前橋市でアパート生活をしているが、将来を考え自己住宅の建築を計画していたところ、妻の祖父から申請地を借りられることとなったため、申請地に住居を建築したいとのことです。貸付人は、借受人の申出を受け、申請地を貸与するとのことです。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地です。

以上で議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

議案第3号、番号2について、地元委員として補足させていただきます。

位置は、山子田の信号を東に前橋方向に1,200mほど東に進んだ道路の北側となります。県道154号新井下室田線に面しております。隣接地は、宅地と申請者の所有の土地となります。現況は、既に整備されているような状態で、近隣に影響のあるのは認められないと考えられます。地元委員としては、許可相当かと思えます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま地元委員から、許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は、許可相当として、県知事に意見書を送付します。
次に、議案第3号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書19ページ、現地確認調書は16ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は、大字広馬場字八ノ海道1103番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は500㎡。権利は使用貸借。貸付人は広馬場の方。借受人は、千葉県千葉市若葉区の方。転用目的は一般個人住宅用地。施設等は一般住宅110.13㎡。転用理由は、借受人は現在、千葉県でアパート生活をしているが、令和6年4月から榛東村から通える職場に転職の予定であり、父の所有する申請地に自己住宅を建築したいとのことです。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与したいとのことです。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地です。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員6番、金井強君。

金井委員 推進委員6番、金井でございます。

ただいま事務局長より説明のありました3番の申請について、意見を述べさせていただきます。

説明のとおり、権利種別は使用貸借。使用目的は借受人の一般住宅の建設のための申請ということでございます。申請理由につきましては、転用理由について説明いただいたとおりでございます。

なお、付近の状況を申し上げますと、東側は一般住宅及びその土地所有者の畑、西側、北側は、本件貸付人の畑、南側は公道となっております。

排水につきましては、汚水、雑排水は公共下水、雨水につきましては、側溝配水及び自然浸透であり、隣接地に影響はないと思われまます。

なお、近隣につきましては、地図からも近隣に小学校、幼稚園、コミュニティーセンター、しんとう南部公園等がございます、一般住宅が増えている地域でございます。

私としては、問題ありませんので、許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ただいま地元委員から、許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり賛成することに諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は、許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は、許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 令和6年度榛東村農業施策に関する意見書についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号について、説明申し上げます。

議案書20ページをご覧ください。

議案第4号 令和6年度榛東村農業施策に関する意見書について。

令和6年度榛東村農業施策に関する意見書の決定について意見を求める。

令和5年10月10日提出、榛東村農業委員会会長。

21ページ、22ページが意見書の内容となっております。

例年、農業委員会から榛東村長宛てに次年度の農政施策の意見書を提出しております。定例会において、委員の皆様にご意見を伺い、前年度の意見書を基にしながら改正を行っております。

先日の班長会議において、一度ご意見をいただき、その内容について追加や削除などの確認を行ったところですが、その他、追加で意見や改正点についてお諮りいたします。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長 事務局長より議案第4号の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員5番、星野一郎君。

星野委員 この認定農業者というのは、地域支援に対したら認定農業というのは、どういうふうな位置づけになっておるのか、教えていただきたいのですけれども。

議長 事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 認定農業者の位置づけについて、ご説明をさせていただきます。

認定農業者というのは、認定農業者の審査会がございまして、そこで5年間、経営改善計画というのをつくります。そこで審査会で認められた方が認定農業者という位置づけになります。その認定農業者となると、補助制度とか、その辺が使えるという有利な方になっております。

以上でございます。

議 長 ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号 令和6年度榛東村農業施策に関する意見書については、原案のとおり決定することとします。

◎議案第5号

議 長 次に、議案第5号 榛東村農作業労働標準料金の決定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第5号について説明申し上げます。

議案書23ページをご覧ください。

議案第5号 榛東村農作業労働標準料金の決定について。

榛東村農作業労働標準料金について、農地法第52条(情報提供等)の規定により決定を求める。

令和5年10月10日、榛東村農業委員会会長。

農業委員会で情報提供している農作業労働標準料金について、群馬県の最低賃金が改定されることから、村の標準料金についても見直しを行うものというものでございます。

24ページ、こちらが現行の一覧表で、区分、一般のところ、作業名が農作業全般のところ、最低賃金の改定がされるたびに見直しを行ってきたところとなります。下線のところとなります。現在は、昨年度に改定されまして、900円となっております。26ページをご覧ください。

右上の895円が、令和5年10月5日から、その下の欄ですね、見直しとなりまして

935円に改定されることから、村の標準料金につきましても見直しが必要になると思われま

先日の班長会議におきまして、25ページの変更案と、25ページ、こちらですね、こちらを変更案とすることで、定例会の審議とするところとなっております。

群馬県の最低賃金につきましては、935円となっておりますけれども、慣例によりまして1円単位を切り上げて940円となっております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長 事務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することについて、賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第5号は原案のとおり決定することとします。

ここで全ての議案を審議されましたので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後0時20分)